

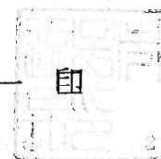


27 諮問第 6 号
2015 年（平成 27 年）4 月 28 日

逗子市個人情報保護運営審議会

会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜 一 印



市外転出者に対するアンケート調査に係る個人情報の利用及び
本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び第 2 項の規定
に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

経営企画部企画課 仁科
内線 321

(別 添)

担当所管名		経営企画部企画課
事務の名称		逗子市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略策定事業
諮問の概要		市外転出者に対して転出理由や市に対する意識等を把握する目的でアンケート調査する。このことに係り、個人情報をも本人の同意なく利用すること、また本人通知を省略することについて諮問すること。
事務の目的及び根拠法令等		まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき、市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略を策定するにあたり、定住人口の維持を図る施策を検討するため。
対象となる個人の類型・対象者数		平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日に市外へ転出した 18 歳以上の者（世帯重複者を除く）
第 10 条 関 係	目的外利用する個人情報の内容	戸籍住民課が保有する住民基本台帳上の転出者データのうち、住所、氏名、年齢、世帯主区分
	利用先	経営企画部企画課
	利用の理由	企画課でアンケート調査を実施するにあたり、住民基本台帳上の転出者データを目的外に利用し、調査票送付先とする必要があるため。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略（理由：アンケート対象者については調査票で通知できるが、送付対象を一世帯につき一通とするため送付対象からデータ上で除外する同一世帯の者については本人に必要なない通知を送付することとなるため。）
	備 考	・データの利用に際しては、「逗子市コンピュータシステム管理規程」に基づきデータ管理責任者（戸籍住民課長）の承認を受けた後、情報政策課を通じて帳票（宛名ラベル）を作成するものとする。 ・帳票（宛名ラベル）については、調査票及びお礼状兼督促状の送付のためだけに使用し、発送後には企画課において保有しないこととする。 ・アンケートの質問内容には、個人が特定できるような情報を含めないこととする。